

令和8年度 事務事業評価シート（1）

〔 令和7年度事務事業 〕

一般会計					事務事業分類	A 一般事務事業	
事務事業名	障害者差別解消促進事業				事業番号	011-118	
担当部署名	健康福祉局	局	障害福祉部	部	障害施策推進課		課

I. 基本情報

事業の位置付け

1	堺市基本 計画2025	施策 との 関連	有・無	戦略	2.人生100年時代の健康・福祉 ～Well-being～	施策	(5)障害者が生きがいを持って心豊かに暮らせる社会の実現	
			有	取組の方向性	①相談支援体制の充実・強化			
		寄与 する KPI	有・無	指標名	—			
			無	現状値	—		目標値	—
	堺市SDGs 未来都市計 画 2021-2025	施策 との 関連	有・無	ゴール	ゴール(10)人や国の不平等をなくそう		ターゲット	10.2
			有	取組	障害者児及びその家族に対する支援			
		寄与 する KPI	有・無	指標名	—			
			無	現状値	—		目標値	—

2	関連計画	第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画		
3	事業開始年度	平成 27 年度	点検対象年度（堺市基本計画2030）	令和 12 年度
4	実施根拠	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法） 大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（略称：大阪府障がい者差別解消条例）		

事業の概要

5	事業の実施主体	本庁					
6	事業の対象	【相談業務】 障害者等（約74,000人）やその家族、支援者、その対応を行った事業所など 【啓発事業】 堺市民				対象数	単位
						約74,000	人
7	事業の目的	障害者が住み慣れた地域で、安心して、主体的に、心豊かに暮らせる共生社会の実現に向け、障害者差別の解消を促進する。					
8	事業内容	・障害を理由とする差別の相談窓口の設置（障害施策推進課権利擁護係） ・相談内容をもとに担当者が状況確認等の調査・調整・助言等を実施 ・障害者差別解消推進に関する堺市職員対応要領に基づき、市職員の障害を理由とする差別の解消を促進 ・障害者差別解消に向けた関係機関等の連携のため障害者差別解消支援地域協議会の開催 ・相談事例を検証するための事例検討会議の開催 ・市民や障害福祉サービス事業者に対する普及・啓発活動					
	※国・府の基準より上回って実施した内容	—					
9	主な支出先	—					
10	公民連携・協働事業	「障害者差別解消シンポジウム」の開催（関西大学との地域連携事業）					

II. 事業目的の達成状況

事業の成果や活動実績の測定

11	定性的な成果目標						
	障害者差別の解消						
	当該目標を設定した理由	障害を理由とする差別に関する相談への対応や相手方との調整を行うことにより、障害者が住み慣れた地域で、安心して、主体的に、心豊かに暮らせる共生社会の実現に寄与すると考えられるため。					
	目標に対する実績	障害を理由とする相談対応に加え、チラシの配布・研修等による啓発活動を実施することで障害者差別の解消に取り組んでいる					
12	活動指標	単位		実績		目標	
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	障害者差別解消支援地域協議会及び事例検討会の開催回数	-	目標値	4	4	4	
			実績値	4	4		
			達成率	100%	100%		
	当該指標を選定した理由	本事業を推進に関し、各機関による意見交換が行われる場であり、事業目的に対する本市の現状を確認する場であるため					
	目標値の設定根拠・算出方法	地域協議会を1回、事例検討会を3回開催予定					

令和8年度 事務事業評価シート（2）

事務事業名	障害者差別解消促進事業	事業番号	011-118
-------	-------------	------	---------

Ⅲ. 投入量

事業コスト

※当初予算には、前年度からの繰越分を含む。（単位：千円）

	項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和8年度
		決算	決算	当初予算	決算	当初予算
13	事業費（a）	204	211	758	197	758
	財 源					
	国支出金	0	0	0	0	0
	府支出金	0	0	0	0	0
	市債	0	0	0	0	0
	その他（ ）	0	0	0	0	0
	受益者負担金(使用料、手数料等)	0	0	0	0	0
	一般財源	204	211	758	197	758
14	人件費（b）	1,620	1,620	1,680	1,680	1,740
15	年間経費（c）=(a)+(b)	1,824	1,831	2,438	1,877	2,498

事業費の内訳

（単位：千円）

	項 目	年度		事業費	うち 一般財源	項 目	年度		事業費	うち 一般財源
		R7	R8				R7	R8		
16	障害者施策推進協議会委員報酬	決算	184	184		決算				
		予算	531	531		予算				
	謝礼金	決算	0	0		決算				
		予算	44	44		予算				
	費用弁償	決算	2	2		決算				
		予算	5	5		予算				
	郵便料	決算	11	11		決算				
		予算	23	23		予算				
	筆耕翻訳料	決算	0	0		決算				
		予算	155	155		予算				

Ⅳ. 事業の効率性

単位当たり経費

17	区 分		単位	令和6年度	令和7年度
	①	障害者差別解消支援地域協議会及び事例検討会議の開催回数	回数	4	4
	②	上記①にかかる年間経費	千円	211	198
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	52,750	49,500
	算出についての説明等		障害者差別解消支援地域協議会及び事例検討会議に要した経費		

Ⅴ. 評価

費用対効果に係る所見

18	令和7年度は17件の相談であり、前年度と比べ横ばいであった。令和6年度の法改正に伴い、本市も含めて各方面から周知されたことで一定数の相談が寄せられていると考えられる。今後も引き続き障害者差別の相談窓口について周知啓発を行う必要があると考える。 周知啓発に関しては、支援者から相談してもらうことを促すため、障害福祉サービス事業者向けに研修動画を共有し、市内事業者へ周知を行った。今後も周知啓発については、継続及び新たな取組を企画、実践する。 令和7年度の障害者差別解消支援協議会については、事例検討を含めて年4回開催することができた。事例検討会議については、対応困難な事例について各委員から専門的な助言をいただき、相談対応に活かしている。
----	--

KPI等への寄与（基本計画等のKPI・取組の方向性や事業の目的の達成にどのように寄与したか）

19	障害を理由とする差別に関して、令和6年4月から民間事業所への合理的配慮の提供が法的義務化されたが、本市では、令和3年4月から既に民間事業所への合理的配慮の提供を法的義務化している大阪府障がい者差別解消条例を実施根拠として、相談対応を行っている。 相談案件について、内容の複雑化などから、事案の解決に向け、相談員の調整力などが求められるものになっている。引き続き、事例検討会議における事例への効果的な対応手法の検討や、障害者差別解消支援地域協議会による情報共有を継続することにより、相談支援体制の強化に寄与し、障害者差別の解消の推進を図ることで、堺市基本計画2025及びSDGs未来都市計画に掲げる取組の方向性に対して寄与している。
----	--

令和3年度からの実績等を踏まえた事業の必要性・有効性に係る所見（前年度の事務事業評価で点検対象年度を令和7年度とした事業のみ記載）

20	必要性	■ 高い □ 低い	令和6年4月から民間事業所への合理的配慮の提供が法的義務化されたことに伴い、民間事業所からの相談・問い合わせが増え、障害者を理由とする差別の解消の推進は市の責務であり、必要性が高く、事業の継続が必要である。
	有効性	■ 高い □ 低い	